**メンズエステサロン**

**セラピスト業務委託 基本契約書**

　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲の乙に対するセラピスト業務及びその他の付帯関連する業務の委託に関し、ここに以下の通り基本契約を締結する。

第１条（セラピストの提供または実施する業務内容）

　甲はセラピストの業務及びその他の付帯関連する業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。本件業務は、以下の各業務の全部または一部から構成されるものとする。

1. 甲が運営する下記の店舗（以下「本件店舗」という。）にて行うセラピスト業務、及びそれに付帯関連する業務。

記

　　店名　：　メンズエステサロン○○○○

　　所在地：　○○県○○市○○区○○○　○○ビル○階

　　連絡先： TEL:○○○○　FAX: ○○○○

1. 甲の指定した者を対象とした、教育・育成・トレーニング業務。
2. その他、個別契約で別途定めた業務。

２　乙は、本件業務を甲乙別途協議のうえ合意したスケジュール・期日で行う。

３　乙は、本件業務を遂行するにあたって、甲が指定した用品・消耗品を使用するものとする。ただし、別途、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

４　甲が乙に委託する、本件業務における個別具体的な内容、場所、スケジュール、報酬、費用負担等の必要事項については、必要に応じて、本契約に基づく個別契約で定めることができる。なお、当該個別契約で本契約と異なる定めをした場合には、原則として当該個別契約が本契約に優先するものとする。

５　乙は、本件業務を受託する場合であって、甲の請求があった場合は、当該業務の成果を報告書にまとめ、当該報告書を提出することにより甲に報告するものとする。

第２条（完全合意）

　本契約は、締結日現在における甲乙両者の合意を規定したものであり、本契約以前に甲乙間でなされた雇用契約、業務委託契約、協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、原則として本契約が優先するものとする。

第３条（禁止行為）

　乙は、以下の各号に定める行為をしてはならない。

1. 顧客との性的な行為。
2. 顧客と本件店舗以外の場所で会う行為。
3. 顧客に対する甲と関係の無い営業行為。
4. 本件店舗内における本件業務以外の営業行為。
5. 甲及び本件店舗に対する誹謗中傷。

第４条（業務の報酬、費用、支払方法）

　第１条第１項第１号に記載した本件業務にかかる報酬及び費用負担は、別紙で定めるとおりとする。また、当該業務以外の、個々の業務にかかる報酬及び費用負担は、個別契約に定めるものとする。

２　甲は、前項の報酬及び費用等を毎月○○日に締め、翌月○○日までに乙に支払う。支払方法については、甲乙別途協議して決定するものとする。

第５条（業務の実施）

　乙は、自らの責に帰さない事由または正当な事由により、本件業務を合意された内容で遂行できないことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。また、乙は、正当な事由なく甲の承認を受けずに本件業務を中止することはできない。

２　乙は、本件店舗内においては、本件業務またはこれに類する業務を、甲の事前承諾を得ることなく、甲が定めた価格と異なる価格（無償を含む）で第三者に提供してはならない。

第６条（管理責任、不可抗力免責）

　甲は、本件店舗及びそれに付帯する設備・什器・備品などを善良なる管理者の注意をもって管理し、防災などに万全を期すものとする。ただし、本件店舗及びそれに付帯する設備・什器・備品などから発生した事故については、甲は、甲において故意または重大な過失のない限り責任を負わないものとする。

２　乙は、本件店舗及びそれに付帯する設備・什器・備品などを使用した後は、直ちに清掃して原状に復するものとする。

３　乙が、本件店舗及びそれに付帯する設備・什器・備品などを滅失・毀損した場合には、乙は、責任をもって修繕、補充または賠償をするものとする。

４　乙が、本契約の有効期間中、甲・取引先・顧客等の第三者に対し、乙の責により損害を与えた場合は、乙は責任をもって対応または賠償をするものとする。

５　天災地変、疫病等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他甲または乙の責に帰し得ない事由による受託業務の全部または一部の履行遅滞または履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、甲または乙はその責に任じない。

第７条（顧客の安全に関する責任、賠償責任保険）

　乙は、本件業務を遂行するにあたって、顧客の生命、身体または財産に損害が生じ、損害賠償等の請求を受けまたは受けるおそれが生じた場合には、甲に対しその旨を直ちに通知し、問題の解決に努めるものとする。

２　乙は、甲が指定する賠償責任保険に加入し、甲より請求のあったときは、その証券の写しを提出する。

第８条（守秘義務）

　乙は、取引関係を通じて知り得た甲及び甲の系列会社・関連会社の営業上または技術上のいっさいの情報（顧客情報、メンズエステに関する独自技術・ノウハウ、運営上のノウハウ、マニュアル等の知的財産を含む。以下「秘密情報」という）を、甲の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示してはならず、本件業務の遂行以外の活動に利用しないものとする。

２　前項の規定は、次の各号に規定する情報には適用されないものとする。

1. 甲から開示されたまたは知り得た時点で既に公知であったもの、またはその後自らの責めによらず公知になったもの。
2. 甲から開示されたまたは知り得た時点で既に自らこれを保有しておりかつそのことを立証できるもの。
3. 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。
4. 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

３　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第９条（個人情報の保護、顧客情報）

　乙は、取引関係を通じて知り得た甲、甲の系列会社・関連会社、顧客及び取引先等に係わる個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守し、甲、甲の関連会社、顧客及び取引先等の個人情報を正確かつ安全に取り扱うものとする。

２　乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後、甲の顧客に関する情報を、本契約に基づき甲から受託した本件業務及びそれに付帯関連する業務の遂行以外に使用してはならない。ただし、乙の集客・紹介による顧客に関する情報については、この限りではない。

第１０条（名称等の使用）

　乙は、本件業務及びそれに付帯関連する業務（営業活動等）を遂行する際、甲の名称または商標、ロゴ、ブランド等をもってこれを行うものとする。

２　乙は、本条第１項に定める場合を除き、甲の名称または商標、ロゴ、ブランド等を、甲の事前承諾を得ることなく使用してならない。

第１１条（権利義務の譲渡等の禁止）

　乙は、甲の書面による事前の承諾なしに本契約に基づく甲に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとする。

第１２条（有効期間）

　本契約の有効期間は　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに両者のいずれよりも反対の意思表示がないときは、本契約は更に満１年間自動的に継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。

２　甲は、３０日以上の予告期間をもって乙に通知の上、本契約を終了させることができるものとする。甲は当該手続きを経ることで、本契約終了に関する乙からの損害賠償の請求を免れるものとする。

３　乙は、３か月以上の予告期間をもって甲に通知の上、本契約を終了させることができるものとする。乙は当該手続きを経ることで、本契約終了に関する甲からの損害賠償の請求を免れるものとする。

第１３条（契約解除）

　甲及び乙は、相手方が次の各号にいずれかに該当した場合には、催告等の手続なしで直ちに本契約を解除し、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

1. 本契約に違反した場合において、１０日間以上の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に違反状態が是正されないとき
2. 仮差押、仮処分、差押え、競売、租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき
3. 支払いを停止したとき（手形または小切手の１回目の不渡りを含む）または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
4. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったときまたは解散若しくは営業の廃止を決議したとき
5. 関係官庁から営業の許可取消または停止処分を受けたとき
6. 上記のほか、財産状態、信用状態または事業内容に重大な変更が生じ、本契約の債務の履行が困難と認められる客観的な事情が生じたとき

第１４条（協議事項）

　本契約に定めなき事項または本契約の解釈に関し疑義ある事項に関しては、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ解決する。

第１５条（準拠法・合意管轄）

　本契約の準拠法は日本法とし、本契約から生じる一切の紛争については、甲の主たる事務所を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約成立の証として本書を２通作成し、甲乙各自が署名または記名押印のうえ、それぞれその１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　（乙）

**別紙**

第１条第１項第１号に記載した業務にかかる報酬及び費用負担は以下のとおりとする。

関連条項：第４条（業務の報酬、費用、支払方法）

**【報酬】**

報酬は売上高の　　　％（消費税別途加算）とする。

**【店舗及びその付帯設備の使用料】**

1. 乙が甲に支払う本件店舗及びその付帯設備の使用料は、以下のとおりとする。
* 無償　　　　□　毎月　　　　　　円（消費税別途加算）
1. 乙が甲に支払う本件店舗及びその付帯設備における電気、ガス、水道料金の使用料は、以下のとおりとする。
* 無償　　　　□　毎月　　　　　　円（消費税別途加算）
1. 甲が乙に支払う本件店舗までの交通費負担は、以下のとおりとする。
* 毎月　　　　　　円まで甲の負担　　□　乙の負担

**【用品・消耗品の費用（クッション、タオル、オイル、消毒剤等）】**

用品・消耗品の費用負担は以下のとおりとする。

* 甲が用品・消耗品を提供する場合、乙は当該用品・消耗品を無償で使用できる。
* 甲が用品・消耗品を提供する場合、乙は当該用品・消耗品を甲から購入する。
* 乙が用品・消耗品を持参する場合、その可否を甲乙協議して決定のうえ、甲がその費用を負担する。
* 乙が用品・消耗品を持参する場合、その可否を甲乙協議して決定のうえ、乙がその費用を負担する。

**【ユニフォーム】**

使用するユニフォーム（制服）の取扱いは以下のとおりとする。

* 甲が乙に対し、ユニフォーム（制服）を無償で貸与する。
* 甲が乙に対し、ユニフォーム（制服）を毎月　　　　　円（消費税別途加算）で貸与する。
* 乙が個人所有品を持参する。この場合、乙は甲の事前承諾を得るものとする。

**メンズエステサロン**

**セラピスト業務委託 個別契約書**

　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、　　　　年　　月　　日付のメンズエステサロンセラピスト業務委託基本契約（以下「基本契約」という。）に基づく個別契約（以下「本件個別契約」という。）を、以下の通り締結する。

第１条（個別契約の目的）

　甲は乙に対し、下記の者を対象としたトレーニング業務（以下「本件個別業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第２条（場所、期間、方法）

　本件個別業務を行う場所、期間及び方法は、以下のとおりとする。

* 場所：メンズエステサロン○○○

（所在地：○○）

* 期間：　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの、

上記メンズエステサロンの営業日・営業時間中

* 方法：ＯＪＴ（オンザジョブトレーニング）

　　　　 月○回の講習会または勉強会

第３条（対価）

　甲は乙に対し、本件個別業務の対価として、以下のとおりの対価を支払う。

　・　毎月　　　　　　　円（消費税別途加算）

第４条（有効期間）

　本件個別契約の有効期間は　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

　本件個別契約成立の証として本書を２通作成し、甲乙各自が署名または記名押印のうえ、それぞれその１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　（乙）